

## 総選挙時は政治活動が制限されます

総選挙（衆議院議員選挙）の際は、政党や政治活動を行う団体の一定の活動が制限されます。（公職選挙法第201条の5）

・制限される期間 公示の日から選挙当日

・制限される政治活動 次のとおり

| 選挙期間中禁止される政治活動                                      |
|---|
| ① 政談演説会の開催  |
| ② 街頭政談演説会の開催  |
| ③ 政治活動用自動車（船舶）の使用                                   |
| ④ 拡声器の使用  |
| ⑤ ポスターの掲示   |
| ⑥ 立札・看板の類の掲示  |
| ⑦ ビラ類の頒布  |
| ⑧ 連呼行為（公選法第201条の13①①）                               |
| ⑨ 掲示又は頒布する文書図画における候補者等の氏名又は氏名類推事項の記載（公選法第201条の13①②） |
| ⑩ 公共建物における文書図画の頒布（公選法第201条の13①③）                    |
| ⑪ 選挙に関する報道評論を掲載した機関誌等の頒布又は掲示<br>(公選法第201条の15)       |

※制限されるのは、政党や団体（後援会等）の政治活動で、個人の政治活動は制限されません。また団体は総選挙との関連の有無を問いません。

※個人の政治活動においても、政党や団体の名前やロゴ、シンボルマークが表示されたポスターなどの掲示やビラの配布は、上記の制限される活動に含むものとされ、規制されます。